

保健福祉部保健福祉政策課

価格高騰緊急支援給付金

事業費：10億7,009万2千円

事業の概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円を支給する。必要な経費（事業費及び事務費）については、国の全額補助。

事業内容

<給付対象>

- (1) 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- (2) 令和4年1月以降の家計急変世帯

<給付額>

1世帯当たり5万円

事業費内訳

<給付金>

- (1) 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（見込み）20,909世帯
- (2) 令和4年1月以降の家計急変世帯（見込み）91世帯

(1) + (2) = 21,000世帯

21,000世帯 × 50千円 = 1,050,000千円

<事務費>

人件費

(会計年度任用職員等) 7,830千円

需用費（消耗品費等） 1,770千円

役務費（通信運搬費等） 8,442千円

委託料 1,150千円

使用料及び賃借料 900千円

合計 20,092千円

<財源>全額国庫補助

保健福祉部保健福祉政策課

市単独価格高騰緊急支援給付金

事業費：3,670万2千円

事業の概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国が実施する価格高騰緊急支援給付金事業の給付対象とならない低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）を対象に市単独で支給する給付金。

事業内容

<給付対象>

令和4年度分の住民税均等割のみ課税である世帯

<給付額>

1世帯当たり1万円

事業費内訳

<給付金>

令和4年度分の住民税均等割のみが課税である世帯
(見込み) 3,500世帯

$3,500 \text{ 世帯} \times 10 \text{ 千円} = 35,000 \text{ 千円}$

<事務費>

需用費（消耗品費等） 295千円

役務費（通信運搬費等） 1,407千円

合計 1,702千円

物価高騰対策 事業継続支援給付金給付事業

商工観光部商工振興課

事業費：349,436千円

(A+B+C)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られることから、本市では市内中小企業者等を対象に、事業継続支援給付金給付事業を実施してきたところである。
全国的に感染力の強い「BA.5 (ビーエーファイブ)」による爆発的な感染拡大が続く中、予期せぬウクライナ情勢の緊迫化等による原油や物価高騰等に伴い、様々な業種の事業者が更なる経済環境の悪化に直面し、収益が大きく減少するなど、市内事業者は、更に厳しい経営状況に置かれている。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染症の長期化や原油価格・物価高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。

【対象者】

市内中小企業者等（農林水産業を含む。） 2,600事業者

【給付要件・金額】

区分	物価高騰支援	事業継続支援
給付要件	令和4年4月から9月までのいずれかの月における仕入れ金額等が、平成31年、令和2年又は令和3年の月平均額等に比して、 <u>10%以上上昇</u> していること。	令和4年4月から9月までのいずれかの月の売上が、平成31年、令和2年又は令和3年同月等に比して <u>20%以上減少</u> していること。
	令和4年3月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。	
	事業所得を申告していること。	
給付金額	令和元年、令和2年又は令和3年に市税を納付していること。 等	
	173,000千円 <u>A</u> （負担金補助及び交付金） 法人（860事業者）：一律10万円 個人事業主（1,740事業者）：一律5万円	173,000千円 <u>B</u> （負担金補助及び交付金） 法人（860事業者）：一律10万円 個人事業主（1,740事業者）：一律5万円

★「物価高騰支援」及び「事業継続支援」のいずれにも該当する場合は、重複して受給することができる。

【申請開始】 ※予算成立から1ヶ月程度を想定（10月中旬成立の場合は、11月中旬から下旬を想定）

【事務費】 3,436千円 C（報酬、職員手当等、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料）